

資料 12 事業主体別ごみ処理施設の整備状況（令和 7（2025）年 3 月末現在）

（単位：t／日）

事業主体名	規模	処理方式
京 都 市	700	全連続・ストーカ式
	400	〃
	500	〃
福 知 山 市	150	〃
舞 鶴 市	120	〃
亀 岡 市	120	〃
京 田 辺 市	80	准連続・流動床式
京 丹 後 市	42	全連続・ストーカ式
	21	〃
乙 訓 環 境 衛 生 組 合	150	〃
	75	〃
城 南 衛 生 管 理 組 合	240	〃
	115	〃
木津川市精華町環境施設組合	94	〃
宮津与謝環境組合	30	〃
合 計	2,837	

資料13 一般廃棄物の排出状況（令和5（2023）年度）

保健所	市町村名	計画処理 区域内人 口 (人)	ごみ排出量				排出元別内訳		1人1日当たりの排出量			集団回 収量※ (t)	【参考】ごみ排出量 (自家処理除き、集団回収量を 含む)	
			計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	自家処理 (t)	(t)	生活系ご み (t)	事業系ご み (t)	生活系ご み (g/人・日)	事業系ご み (g/人・日)	(g/人・日)		総排出量 (t)	1人1日当 たり排出量 (g/人・日)
京都府合計		2,551,575	585,375	72,033	0	657,408	401,189	256,219	430	274	704	41,870	699,278	749
京都市		1,443,486	345,463	26,494	0	371,957	193,389	178,568	366	338	704	20,200	392,157	742
京都市以外市町村計		1,108,089	239,912	45,539	0	285,451	207,800	77,651	512	191	704	21,670	307,121	757
乙訓	向日市	56,561	12,255	478	0	12,733	9,346	3,387	451	164	615	0	12,733	615
	長岡京市	82,241	18,603	1,161	0	19,764	13,759	6,005	457	200	657	1,501	21,265	706
	大山崎町	16,590	3,224	268	0	3,492	2,668	824	439	136	575	0	3,492	575
山城北	宇治市	181,292	30,830	10,703	0	41,533	31,327	10,206	472	154	626	5,250	46,783	705
	城陽市	74,049	13,719	4,506	0	18,225	13,719	4,506	506	166	672	2,167	20,392	752
	久御山町	15,422	3,674	2,996	0	6,670	3,674	2,996	651	531	1,182	0	6,670	1,182
	八幡市	69,258	16,527	602	0	17,129	13,691	3,438	540	136	676	1,361	18,490	729
	京田辺市	71,806	15,920	669	0	16,589	12,945	3,644	493	139	631	1,484	18,073	688
	井手町	6,978	2,012	125	0	2,137	1,798	339	704	133	837	0	2,137	837
	宇治田原町	8,828	2,524	58	0	2,582	2,068	514	640	159	799	306	2,888	894
山城南	木津川市	79,826	18,204	1,536	0	19,740	14,694	5,046	503	173	676	1,820	21,560	738
	笠置町	1,128	330	75	0	405	336	69	814	167	981	0	405	981
	和束町	3,441	912	0	0	912	837	75	665	60	724	0	912	724
	精華町	36,521	9,049	72	0	9,121	6,943	2,178	519	163	682	1,136	10,257	767
	南山城村	2,461	535	48	0	583	544	39	604	43	647	0	583	647
南丹	亀岡市	86,569	19,960	897	0	20,857	14,817	6,040	468	191	658	1,627	22,484	710
	南丹市	30,242	6,249	996	0	7,245	4,304	2,941	389	266	655	281	7,526	680
	京丹波町	12,876	2,513	251	0	2,764	1,972	792	418	168	587	96	2,860	607
中丹西	福知山市	75,453	12,467	7,271	0	19,738	14,066	5,672	509	205	715	1,123	20,861	755
中丹東	舞鶴市	75,790	18,086	4,023	0	22,109	15,152	6,957	546	251	797	535	22,644	816
	綾部市	31,605	7,177	1,741	0	8,918	7,198	1,720	622	149	771	730	9,648	834
丹後	宮津市	16,151	5,568	992	0	6,560	5,251	1,309	888	221	1,110	98	6,658	1,126
	京丹後市	51,187	13,682	5,231	0	18,913	11,458	7,455	612	398	1,010	1,785	20,698	1,105
	伊根町	1,905	604	100	0	704	564	140	809	201	1,010	41	745	1,069
	与謝野町	19,909	5,288	740	0	6,028	4,669	1,359	641	187	827	329	6,357	872

※ 集団回収量は、自治会や子供会等による収集のうち市町村が補助金の交付等により関与しているものを集計しており、市町村が関与していない回収や個人単位の資源回収は含まれていない。

資料14 一般廃棄物の処理状況（令和5（2023）年度）

（単位：t/年）

保健所	市町村名	ごみ処理量								合計 (①+③+④+⑥)	集団回収量	処理の内訳(集団回収を含む)				処理比率(%)		
		焼却		焼却以外の 中間処理	埋立		資源化		再生利用 ⑥+⑦+⑨			減量化 ⑬-⑩-⑫	最終処分 ④+⑤	合計 ⑧+⑨	再生利用率 ⑩/⑬	減量化率 ⑪/⑬	最終処分率 ⑫/⑬	
		直接焼却 ①	処理残さ 焼却 ②		直接埋立 ④	処理残さ埋立 ⑤	直接資源 化物 ⑥	中間処理 資源化 ⑦										
京都府合計		527,124	40,496	117,998	9,088	81,186	4,503	56,060	658,713	41,870	102,433	507,876	90,274	700,583	14.6%	72.5%	12.9%	
京都市		308,255	29,363	63,004	792	43,772	757	27,136	372,808	20,200	48,093	300,351	44,564	393,008	12.2%	76.4%	11.3%	
京都市以外市町村計		218,869	11,133	54,994	8,296	37,414	3,746	28,924	285,905	21,670	54,340	207,525	45,710	307,575	17.7%	67.5%	14.9%	
乙訓	向日市	11,405	534	1,245	68	1,898	15	639	12,733	0	654	10,113	1,966	12,733	5.1%	79.4%	15.4%	
	長岡京市	16,744	1,179	2,785	31	2,887	204	1,458	19,764	1,501	3,163	15,184	2,918	21,265	14.9%	71.4%	13.7%	
	大山崎町	2,990	218	492	5	520	5	244	3,492	0	249	2,718	525	3,492	7.1%	77.8%	15.0%	
山城北	宇治市	31,501	3,228	9,019	399	6,372	614	3,082	41,533	5,250	8,946	31,066	6,771	46,783	19.1%	66.4%	14.5%	
	城陽市	14,353	1,253	3,577	91	2,808	214	1,389	18,235	2,167	3,770	13,733	2,899	20,402	18.5%	67.3%	14.2%	
	久御山町	5,518	273	789	260	866	103	245	6,670	0	348	5,196	1,126	6,670	5.2%	77.9%	16.9%	
	八幡市	13,462	1,293	3,382	151	2,755	134	1,072	17,129	1,361	2,567	13,017	2,906	18,490	13.9%	70.4%	15.7%	
	京田辺市	13,925	910	2,227	289	1,744	394	1,182	16,835	1,484	3,060	13,226	2,033	18,319	16.7%	72.2%	11.1%	
	井手町	1,536	179	458	19	353	124	136	2,137	0	260	1,505	372	2,137	12.2%	70.4%	17.4%	
	宇治田原町	1,997	217	570	2	441	13	181	2,582	306	500	1,945	443	2,888	17.3%	67.3%	15.3%	
山城南	木津川市	16,048	799	3,538	20	2,285	134	1,934	19,740	1,820	3,888	15,367	2,305	21,560	18.0%	71.3%	10.7%	
	笠置町	215	20	158	0	95	42	16	415	0	58	262	95	415	14.0%	63.1%	22.9%	
	和束町	552	0	360	0	255	0	64	912	0	64	593	255	912	7.0%	65.0%	28.0%	
	精華町	7,548	0	1,531	0	1,088	42	1,135	9,121	1,136	2,313	6,856	1,088	10,257	22.6%	66.8%	10.6%	
	南山城村	339	29	244	0	159	0	55	583	0	55	369	159	583	9.4%	63.3%	27.3%	
南丹	亀岡市	17,026	295	2,795	1,070	2,097	146	2,546	21,037	1,627	4,319	15,178	3,167	22,664	19.1%	67.0%	14.0%	
	南丹市	5,978	0	1,163	84	544	0	1,163	7,225	281	1,444	5,434	628	7,506	19.2%	72.4%	8.4%	
	京丹波町	2,206	0	514	44	206	0	514	2,764	96	610	2,000	250	2,860	21.3%	69.9%	8.7%	
中丹西	福知山市	14,374	278	4,884	8	3,070	472	3,145	19,738	1,123	4,740	13,043	3,078	20,861	22.7%	62.5%	14.8%	
中丹東	舞鶴市	17,754	428	3,733	599	2,755	0	2,462	22,086	535	2,997	16,270	3,354	22,621	13.2%	71.9%	14.8%	
	綾部市	0	0	6,953	1,717	190	240	3,553	8,910	730	4,523	3,210	1,907	9,640	46.9%	33.3%	19.8%	
丹後	宮津市	4,786	0	1,579	255	665	0	807	6,620	98	905	4,893	920	6,718	13.5%	72.8%	13.7%	
	京丹後市	14,006	0	1,164	3,184	2,496	559	1,164	18,913	1,785	3,508	11,510	5,680	20,698	16.9%	55.6%	27.4%	
	伊根町	420	0	283	0	61	0	73	703	41	114	569	61	744	15.3%	76.5%	8.2%	
	与謝野町	4,186	0	1,551	0	804	291	665	6,028	329	1,285	4,268	804	6,357	20.2%	67.1%	12.6%	

（注）ごみ処理量には集団回収量を含まない。処理の内訳及び処理比率は集団回収量を含めた上で算出している。

資料15 市町村におけるごみの資源化状況（令和5（2023）年度）

（単位：t/年）

保健所	市町村名	紙類	金属類	ガラス類	ペットボトル類	プラスチック類	布類	その他 （廃食用油、肥料含む）	合計
京都府合計		3,393	8,732	9,370	5,560	19,027	230	14,251	60,563
京都市		36	4,367	4,848	3,035	10,508	0	5,099	27,893
京都市以外計		3,357	4,365	4,522	2,525	8,519	230	9,152	32,670
乙訓	向日市	0	154	201	98	185	0	16	654
	長岡京市	160	307	384	178	588	20	25	1,662
	大山崎町	0	61	72	32	79	0	5	249
山城北	宇治市	225	646	523	516	1,266	17	503	3,696
	城陽市	23	242	292	198	533	0	315	1,603
	久御山町	3	58	55	48	81	0	103	348
	八幡市	23	243	221	145	382	0	192	1,206
	京田辺市	292	256	351	152	394	0	131	1,576
	井手町	120	38	31	23	42	0	6	260
	宇治田原町	1	45	36	26	61	0	25	194
山城南	木津川市	145	359	291	196	679	9	389	2,068
	笠置町	42	0	5	2	9	0	0	58
	和束町	0	9	17	9	29	0	0	64
	精華町	23	189	125	72	381	1	386	1,177
	南山城村	0	7	13	4	19	0	12	55
南丹	亀岡市	146	362	428	136	1,052	0	568	2,692
	南丹市	135	118	84	33	328	6	459	1,163
	京丹波町	79	60	44	21	137	1	172	514
中丹西	福知山市	533	380	343	179	735	2	1,445	3,617
中丹東	舞鶴市	860	414	308	131	550	0	199	2,462
	綾部市	63	52	132	56	1	166	3,323	3,793
丹後	宮津市	85	85	128	71	325	8	105	807
	京丹後市	25	227	308	130	261	0	772	1,723
	伊根町	10	10	18	7	28	0	0	73
	与謝野町	364	43	112	62	374	0	1	956

## 資料16 一般廃棄物の集団回収状況（令和5（2023）年度）

（単位：t/年）

保健所	市町村名	紙類	金属類	ガラス類	布類	その他	合計
京都府	合計	38,915	298	165	2,407	85	41,870
	京都市	18,736	114	162	1,128	60	20,200
	京都市以外計	20,179	184	3	1,279	25	21,670
乙訓	向日市	0	0	0	0	0	0
	長岡京市	1,441	0	0	60	0	1,501
	大山崎町	0	0	0	0	0	0
山城北	宇治市	4,812	0	0	438	0	5,250
	城陽市	2,044	0	0	123	0	2,167
	久御山町	0	0	0	0	0	0
	八幡市	1,262	0	0	99	0	1,361
	京田辺市	1,351	45	0	88	0	1,484
	井手町	0	0	0	0	0	0
	宇治田原町	282	4	0	20	0	306
山城南	木津川市	1,665	0	0	155	0	1,820
	笠置町	0	0	0	0	0	0
	和束町	0	0	0	0	0	0
	精華町	1,023	14	0	99	0	1,136
	南山城村	0	0	0	0	0	0
南丹	亀岡市	1,549	0	0	78	0	1,627
	南丹市	253	0	0	28	0	281
	京丹波町	89	0	0	7	0	96
中丹西	福知山市	983	64	1	57	18	1,123
中丹東	舞鶴市	507	28	0	0	0	535
	綾部市	710	0	0	20	0	730
丹後	宮津市	97	0	0	1	0	98
	京丹後市	1,785	0	0	0	0	1,785
	伊根町	19	19	0	3	0	41
	与謝野町	307	10	2	3	7	329

資料17 家庭ごみの収集状況（令和7（2025）年4月1日現在）

市町村名	分別数	可燃ごみ	不燃ごみ	スチール缶	アルミ缶	ガラス	プラスチック類					その他資源物等	有害ごみ	粗大ごみ	
							ペットボトル	食品トレイ	発泡スチロール	その他プラ容器	プラ製品				
京都市	6	燃やすごみ	—	缶・びん・ペットボトル (ガラスはびんのみ)			プラスチック類 ※プラスチック製の製品を含む。					雑がみ/新聞紙/段ボール	小型金属類・スプレー缶	大型ごみ	
向日市	10	燃やすごみ	その他不燃物	空缶	空ビン	ペットボトル	その他プラスチック			—	—	—	蛍光灯/筒型乾電池 スプレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ	
長岡京市	13	可燃ごみ	その他不燃物	スチール缶	アルミ缶	ビン(3)	ペットボトル	その他プラスチック			—	—	—	蛍光灯/筒型乾電池 スプレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ
大山崎町	10	もえるごみ	その他不燃物	カン	ビン	ペットボトル	容器・包装プラスチック類			—	—	—	—	蛍光灯/筒型乾電池 スプレー缶類/ガスライター	粗大ごみ
宇治市	13	もえるごみ	もえないごみ	缶	びん	ペットボトル	プラマーク(プラスチック製容器包装)			—	新聞紙/段ボール/雑誌等/古布類	—	ボタン型電池・筒型乾電池/ スプレー缶・カセットボンベ	臨時ごみ	
城陽市	11	燃やすごみ	燃やさないごみ	空カン	空ビン	ペットボトル	プラマーク製品 (プラスチック製容器包装)			—	紙バック	—	—	廃乾電池/ スプレー缶・カセットボンベ/ 使い捨てライター	大型ごみ
久御山町	14	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類	びん類	ペットボトル	プラマーク製品 (プラスチック製容器包装)			—	紙バック	—	—	廃乾電池/スプレー缶・ カセットボンベ/ライター/ 蛍光管/ 水銀体温計/水銀血圧計	大型ごみ
八幡市	13	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶	空きビン	ペットボトル	発泡食品トレイ ・発泡スチロール	プラマーク 製品 (プラスチック 製 容器包装)	—	紙バック	—	—	乾電池/スプレー缶・ カセットボンベ/ライター/ 蛍光管	大型ごみ	
京田辺市	12	燃やすごみ	破砕ごみ/ 直接埋立ごみ/ 危険ごみ	空きカン	空きビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装			—	紙ごみ	—	乾電池/スプレー缶・ カセットボンベ	粗大ごみ	
井手町	12	燃やすごみ	その他ごみ	カン	ビン	ペットボトル/ キャップ	プラマーク製容器包装			—	古紙/紙バック	—	乾電池/ カセットボンベ/スプレー缶	粗大ごみ	
宇治田原町	10	燃やすごみ	燃やさないごみ	飲料缶	飲料ガラスびん	ペットボトル	プラマーク製容器包装物			—	紙バック	—	乾電池/ スプレー缶・カセットボンベ	大型ごみ	
木津川市	5	可燃ごみ	燃やさないごみ			ペットボトル	ビニール・プラスチック製容器包装			可燃ごみ	—	—	—	粗大ごみ	
笠置町	7	可燃ごみ	—	缶	びん	ペットボトル	プラスチック製 容器包装	その他プラ スチック製 容器包装	—	古紙	—	—	粗大ごみ		
和束町	7	可燃ごみ	—	缶	びん	ペットボトル	プラスチック製容器包装			—	その他プラスチック類	—	—	粗大ごみ	
精華町	9	燃やすごみ	—	カン・ 鉄くず類	びん・ ガラス類	ペットボトル	プラスチック製容器包装			ビニール・プラ スチックごみ	古紙類/ 廃食用油/使用済イ ンクカートリッジ/ 使用済小型家電	—	使用済乾電池/ 水銀使用廃製品	粗大ごみ	
南山城村	7	可燃ごみ	—	缶	びん	ペットボトル	プラスチック製 容器包装(プラマーク)	その他プラスチック製容 器包装	—	—	—	—	粗大ごみ		
亀岡市	14	燃やすしかなかったごみ	埋立てるしかなかったごみ	空きカン	空きビン(3)	ペットボトル	プラスチック			—	—	—	乾電池/カセットボンベ・ スプレー缶・ライター	粗大ごみ	
南丹市	15	可燃ごみ	—	金属類	アルミ	ビン・ガラ ス・陶磁器 類(4)	ペットボトル	プラスチック製容器包装			—	紙バック/段ボール 雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等/ 蛍光灯・体温計等	粗大ごみ	
京丹波町	15	可燃ごみ	—	金属類	アルミ	ビン・ガラ ス・陶磁器 類(4)	ペットボトル	プラスチック製容器包装			—	紙バック/段ボール 雑がみ/家電類	乾電池・水銀電池等/ 蛍光灯・体温計等	粗大ごみ	
福知山市	18	燃やすごみ	燃やさないごみ	空き缶	空きビン(3)	ペットボトル	容器包装プラスチック			—	紙バック/古紙類 (3)/布類	—	乾電池等/蛍光管/ スプレー缶/ライター	粗大ごみ	
舞鶴市	14	可燃ごみ	その他の埋立ごみ	飲料用空缶類	食用びん類(3)	ペットボトル	プラスチック製容器包装類			その他の埋立ごみ	金属類/紙ごみ(3)	—	乾電池・蛍光灯・ ライター・水銀体温計・ 充電式小型家電・ス プレー缶・カセットボンベ	粗大ごみ	
綾部市	14	燃やして処理するごみ	燃やさないで処理するごみ	カン類	びん類(3)	ペットボトル	白色 トレイ	—	—	—	衣類	—	乾電池/蛍光管・電 球/ カセットボンベ・スプレー 缶/ ライター	粗大ごみ	
宮津市	19	燃やすごみ	燃やさないごみ	カン類	ビン類(3)	ペットボトル	発泡スチロール類	プラスチック製 容器包装	—	紙バック/段ボール 新聞/雑誌/紙製容 器包装	—	乾電池・充電式電池 / 蛍光灯/スプレー缶/ 水銀製品(体温計 等)/ライター	大型ごみ		
京丹後市	10	可燃ごみ	不燃ごみ	空きカン	空きビン(3)	ペットボトル	容器包装プラスチック			—	—	—	乾電池・蛍光灯・水 銀体温計・水銀血圧 計	粗大ごみ	
伊根町	14	燃やすごみ	燃やさないごみ/不燃ごみ	缶	ビン類	ペットボトル	食品 トレイ	発泡 スチロール	その他プラ スチック製 容器包装	—	その他紙製容器包 装	—	蛍光管/乾電池/ スプレー缶/ライター	大型ごみ	
与謝野町	12	燃やすごみ	燃やさないごみ	缶類(飲食用)	ビン類	ペットボトル	発泡スチロール	プラスチック製 容器包装	—	紙バック/段ボール 新聞/ 雑がみ/紙製容器 包装	—	—	蛍光管/乾電池/ スプレー缶/ライター	—	

(注) 枠内の( )内数や品目を「/」で区切っているものは、分別して排出することを表す。  
粗大ごみについては、定期収集のほか事前申込等による収集も含む。

資料18 生ごみ堆肥化容器等購入補助制度の状況（令和7（2025）年4月1日現在）

市町村名	開始年度	補助対象				補助内容
		コンポスト容器	EM容器	電気式処理機	その他	
京都市	事業廃止 （～R5）					
向日市	H6	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式10,000円 (コンポスト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
長岡京市	事業廃止 （～H28）					
大山崎町	H15	○	○	○		補助率:2/3 上限:60,000円 (5,000円未満は対象外、5年以内再申請不可)
宇治市	事業廃止 （～H29）					
城陽市	H5	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式20,000円 (コンポスト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
久御山町	事業廃止 （～H25）					
八幡市	事業廃止 （～H14）					
京田辺市	H4	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式20,000円(H12.4～)
井手町	H8	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式20,000円(H12.5～)
宇治田原町	H6	○	○	○		補助率:1/2 上限:20,000円 (1世帯2基まで)
木津川市	H18 (合併時)	○	○		○	補助率:1/2 上限:20,000円 (バイオ式に限る、電気を用いるものは対象外、5年以内の再申請不可)
笠置町	H5	○		○		上限:コンポスト6,000円、電気式30,000円
和束町	H9	○	○	○		上限:コンポスト6,000円、電気式30,000円
精華町	H13	○	○	○		補助率:1/2 上限:20,000円 (EM容器は1世帯2基まで、5年以内再申請不可)
南山城村	H6	○		○		補助率:購入価格の範囲内 上限:コンポスト6,000円、電気式30,000円 (コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
亀岡市	H4	○	○	○		補助率:1/2 上限:20,000円 (コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで、5年以内再申請不可)
南丹市	H18 (合併時)				○	【生ごみ収集庫(集落単位で設置するもの)】 1台につき2/3以内、上限50,000円
京丹波町	H17 (合併時)	○	○	○		上限:コンポスト4,000円、電気式20,000円 (コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
福知山市	事業廃止 （～H22）					
舞鶴市	H6	○	○	○		補助率:1/2 上限:コンポスト・EM4,000円、電気式10,000円(H30.4～) (コンポスト・EMは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
綾部市	R6			○		補助率:1/2 上限:20,000円(1世帯1台まで)
宮津市	事業廃止 （～H20）					
京丹後市	事業廃止 （～R4）					
与謝野町	H17 (合併時)	○	○	○	○	補助率:1/2 上限:コンポスト5,000円、電気式15,000円 (コンポストは1世帯2基まで、電気式は1世帯1基まで)
伊根町	H12	○	○	○		補助率:1/2 上限:30,000円
合計		16	14	16	3	

## 資料19 京都府汚水処理人口普及率(令和7(2025)年3月末現在)

(単位:人、%)

市町村名	行政人口	公共下水道		農業集落排水・漁排・林排・ミプラ等		合併浄化槽		処理人口計	汚水処理人口普及率
		処理人口	シェア	処理人口	シェア	処理人口	シェア		
京都府計	2,460,917	2,356,337	95.8%	34,581	1.4%	41,403	1.7%	2,432,321	98.8%
京都市を除く	1,092,404	994,537	91.0%	34,581	3.2%	37,439	3.4%	1,066,557	97.6%
京都市	1,368,513	1,361,800	99.5%	-	-	3,964	0.3%	1,365,764	99.8%
福知山市	74,009	63,720	86.1%	6,946	9.4%	2,326	3.1%	72,992	98.6%
舞鶴市	74,337	68,731	92.5%	1,929	2.6%	2,416	3.3%	73,076	98.3%
綾部市	30,851	16,504	53.5%	3,809	12.3%	6,612	21.4%	26,925	87.3%
宇治市	178,893	176,210	98.5%	-	-	1,408	0.8%	177,618	99.3%
宮津市	15,791	11,510	72.9%	-	-	1,681	10.6%	13,191	83.5%
亀岡市	85,900	74,773	87.0%	7,289	8.5%	1,675	1.9%	83,737	97.5%
城陽市	73,051	72,745	99.6%	-	-	101	0.1%	72,846	99.7%
向日市	56,041	56,041	100.0%	-	-	0	-	56,041	100.0%
長岡京市	82,123	82,063	99.9%	-	-	11	0.0%	82,074	99.9%
八幡市	68,346	68,273	99.9%	-	-	0	-	68,273	99.9%
京田辺市	71,673	70,760	98.7%	496	0.7%	64	0.1%	71,320	99.5%
京丹後市	49,651	30,464	61.4%	4,636	9.3%	6,739	13.6%	41,839	84.3%
南丹市	29,327	22,166	75.6%	4,314	14.7%	2,156	7.4%	28,636	97.6%
木津川市	79,116	74,477	94.1%	-	-	4,168	5.3%	78,645	99.4%
大山崎町	16,528	16,521	100.0%	-	-	0	-	16,521	100.0%
久御山町	15,156	15,133	99.8%	-	-	17	0.1%	15,150	100.0%
井手町	6,930	6,907	99.7%	-	-	0	-	6,907	99.7%
宇治田原町	8,626	7,629	88.4%	-	-	513	5.9%	8,142	94.4%
笠置町	1,049	-	-	-	-	450	42.9%	450	42.9%
和束町	3,353	2,054	61.3%	-	-	664	19.8%	2,718	81.1%
精華町	36,005	35,763	99.3%	-	-	42	0.1%	35,805	99.4%
南山城村	2,349	-	-	-	-	1,628	69.3%	1,628	69.3%
京丹波町	12,254	3,917	32.0%	3,901	31.8%	4,196	34.2%	12,014	98.0%
伊根町	1,857	-	-	1,066	57.4%	321	17.3%	1,387	74.7%
与謝野町	19,188	18,176	94.7%	195	1.0%	251	1.3%	18,622	97.1%

「シェア」＝処理人口／行政人口

四捨五入の関係で「シェア」の合計が汚水処理人口普及率と一致しないことがある。

## 資料 20 市町村別水洗化事業実施状況（令和 7（2025）年 3 月末現在）

〔（ ）〕は箇所数

市 町 村 名	下 水 道				農業集 落排水	漁業集 落排水	コミュニ ティ プラント	浄 化 槽	その他
	流 域 関 連		単 独						
	公共下水道	特環下水道	公共下水道	特環下水道					
京 都 市	( 2)		( 4)	( 2)				(1,097)	
福 知 山 市			( 1)	( 3)	(16)			(1,364)	(1)「簡」
舞 鶴 市			( 2)	( 3)	( 8)	( 3)		(1,562)	
綾 部 市			( 2)		(10)		( 1)	(3,221)	
宇 治 市	( 1)		( 1)	( 1)				( 858)	
宮 津 市	( 1)							( 684)	
亀 岡 市			( 1)	( 1)	( 5)			( 525)	
城 陽 市	( 1)							( 123)	
向 日 市	( 1)								
長 岡 京 市	( 1)								
八 幡 市	( 1)		[ 2]						
京 田 辺 市	( 1)				( 3)				
京 丹 後 市			( 2)	( 3)	( 7)	( 1)		(3,085)	
南 丹 市			( 1)	( 5)	(18)			(1,118)	(3)「林」
木 津 川 市	( 2)		( 1)					( 614)	
市 計 (京都市を除く)	( 9)		(13)	(16)	(67)	( 4)	( 1)	(14,251)	
大 山 崎 町	( 1)								
久 御 山 町	( 1)		[ 1]						
井 手 町	( 1)							( 3)	
宇 治 田 原 町			( 1)					( 312)	
笠 置 町								( 182)	
和 束 町				( 1)				( 263)	
精 華 町	( 1)								
南 山 城 村								( 348)	
京 丹 波 町				( 4)	(15)			(1,577)	(1)「簡」 (2)「林」
伊 根 町						( 4)		( 105)	
与 謝 野 町	( 1)	( 2)			( 2)			( 133)	
町 村 計	( 5)	( 2)	( 2)	( 5)	(17)	( 4)	( 0)	(2,923)	
着手市町村数(箇所数)	14(16)	1( 2)	12(19)	9(23)	9(84)	3( 8)	1( 1)	19(17,174)	3( 7)
供用開始市町村数(箇所数)	14(16)	1( 2)	12(19)	9(23)	9(84)	3( 8)	1( 1)	19(17,174)	3( 7)

注 1) 単独公共下水道の〔 〕の箇所は他市町の処理場へ流入するものである。

2) 浄化槽は「公共浄化槽等整備推進事業」及び「浄化槽設置整備事業」（国庫補助金（交付金）対象）の累計基数である。

3) その他の欄の「林」は林業集落排水事業、「簡」は山村振興等農林漁業特別対策事業を表す。

資料 21 事業主体別し尿処理施設の整備事業（令和 7（2025）年 3 月末現在）

（単位：kL／日）

事業主体	規模	処理方式	事業主体	規模	処理方式
舞鶴市	49	高負荷脱窒素処理	宮津市	60	好気性消化処理
綾部市	60	好気性消化処理	与謝野町	41	〃
京丹後市	36	標準脱窒素処理	相楽広域行政組合	54.1	高負荷脱窒素処理
	70	〃	船井郡衛生管理組合	94	膜分離処理
合計					464.1

資料 22 産業廃棄物処理業者等の許可業者数（令和 7（2025）年 3 月末現在）

種類	区分 許可主体	収 集 運 搬	収 集 運 搬 （ 積 替 え 含 む 。）	中 間 処 理	最 終 処 分	収 集 運 搬 及 び 理	中 間 処 理	収 集 運 搬 及 び 分	最 終 処 分	理 及 び 最 終 処 分 ・ 中 間 処 分	中 間 最 終 処 理 及 び 分	計
産業廃棄物	京都府	6,174	16	20	1	72	1	3	0	0	6,287	
	京都市	56	35	18	0	33	0	0	0	0	142	
	計	6,230	51	38	1	105	1	3	0	0	6,429	
特別管理 産業廃棄物	京都府	538	2	2	0	4	1	0	0	0	547	
	京都市	22	2	3	0	1	0	0	0	0	28	
	計	560	4	5	0	5	1	0	0	0	575	
京 都 府		6,712	18	22	1	76	2	3	0	0	6,834	
京 都 市		78	37	21	0	34	0	0	0	0	170	
合 計		6,790	55	43	1	110	2	3	0	0	7,004	

資料 23 産業廃棄物処理施設許可状況（令和 7（2025）年 3 月末現在）

施設名	許可主体		
	京都府	京都市	計
汚泥の脱水施設	7	3	10
汚泥の乾燥施設（機械）	1	0	1
汚泥の乾燥施設（天日）	0	0	0
汚泥の焼却施設	2	3	5
廃油の油水分離施設	3	0	3
廃油の焼却施設	2	3	5
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	1
廃プラスチック類の破碎施設	14	14	28
廃プラスチック類の焼却施設	4	3	7
木くず又はがれき類の破碎施設	72	45	117
汚泥のコンクリート固形化施設	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
廃水銀等の硫化施設	0	0	0
シアン化合物の分解施設	0	2	2
石綿含有産業廃棄物の溶融施設	0	0	0
廃 PCB 等の焼却施設	0	0	0
廃 PCB 等の分解施設	0	0	0
PCB 汚染物質の洗浄施設	0	0	0
産業廃棄物の焼却施設	3	3	6
最終処分場（しゃ断型）	0	0	0
最終処分場（安定型）	2	0	2
最終処分場（管理型）	9	1	10
計	119 施設	78 施設	197 施設

## 資料 24 産業廃棄物の種類別処理状況（令和元(2019)年度・推計）

（単位：t/年）

処理項目 産業廃棄物の種類	排出事業所内処理									排出事業所外処理		
	(1) 排出量	(2) 自己中間 処理量	(3) 自己未処 理量	(4) 自己中間 処理後量	(5) 自己 減量化量	(6) 自己未処 理自己再 生利用量	(7) 自己中間 処理後再 生利用量	(8) 自己中間 処理後自 己最終処 分量	(9) 自己未処 理自己最 終処分量	(10) 委託 処理量	(11) 委託中間 処理量	(12) 委託直接 最終 処分量
01燃え殻	3,774	131	3,644	131	0	0	0	0	0	3,644	2,968	676
02汚泥	2,390,227	2,188,628	201,599	109,919	2,078,709	414	31,498	0	0	279,607	275,593	4,014
03廃油	35,175	168	35,007	101	67	651	0	0	0	34,456	34,427	29
04廃酸	14,909	726	14,183	726	0	0	723	0	0	14,185	14,179	6
05廃アルカリ	8,132	183	7,949	37	146	11	0	0	0	7,975	7,972	2
06廃プラスチック類	135,490	7,583	127,907	2,514	5,069	2,781	105	0	0	127,415	122,658	4,756
07紙くず	17,326	1,105	16,221	49	1,056	8,125	48	0	0	8,096	8,080	16
08木くず	93,071	782	92,289	694	88	2,212	303	0	0	90,468	88,930	1,538
09繊維くず	1,890	0	1,890	0	0	39	0	0	0	1,851	1,850	1
10動植物性残さ	63,515	3,861	59,654	1,761	2,100	718	884	0	0	59,814	59,355	459
11動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12ゴムくず	390	0	390	0	0	367	0	0	0	23	22	0
13金属くず	37,705	211	37,494	204	7	10,227	105	0	0	27,330	26,965	365
14ガラス・陶磁器くず	62,827	2,486	60,341	657	1,829	1,763	379	0	0	58,849	56,643	2,206
15鋳さい	73,443	0	73,443	0	0	33,269	0	0	0	40,174	40,161	13
16がれき類	789,407	27,860	761,547	27,656	204	761	24,735	0	0	763,539	757,600	5,879
17動物のふん尿	238,455	238,455	0	213,178	25,277	0	213,178	0	0	0	0	0
18動物の死体	246	0	246	0	0	0	0	0	0	246	243	3
19ばいじん	377,391	0	377,391	0	0	0	0	0	0	377,391	377,234	157
20その他の産業廃棄物	58,144	351	57,793	146	205	74	0	0	0	57,863	56,906	957
合計	4,401,517	2,472,531	1,928,987	370,078	2,102,453	61,411	271,962	0	0	1,965,357	1,937,970	27,388

処理項目 産業廃棄物の種類	排出事業所外処理							
	(13) 委託中間 処理後量	(14) 委託 減量化量	(15) 委託中間 処理後再 生利用量	(16) 委託中間 処理後最 終処分量	(17) 委託最終 処分量	(18) 最終 処分量	(19) 再生 利用量	(20) 減量化量
01燃え殻	2,968	0	2,968	0	676	676	2,968	0
02汚泥	141,849	133,744	136,963	6,747	8,900	8,900	168,875	2,212,453
03廃油	9,057	25,370	9,057	0	29	29	9,708	25,438
04廃酸	6,712	7,467	6,712	0	6	6	7,436	7,467
05廃アルカリ	1,207	6,765	1,207	2	2	2	1,212	6,911
06廃プラスチック類	95,769	26,889	80,410	0	20,108	20,108	83,295	32,086
07紙くず	6,920	1,160	6,681	240	256	256	14,845	2,217
08木くず	80,633	8,297	79,019	1,614	3,152	3,152	81,534	8,835
09繊維くず	1,733	117	1,700	32	33	33	1,739	117
10動植物性残さ	23,433	35,922	23,420	14	473	473	25,021	38,021
11動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0
12ゴムくず	21	1	20	2	2	2	387	1
13金属くず	25,137	1,828	24,089	1,048	1,413	1,413	34,421	1,871
14ガラス・陶磁器くず	53,273	3,370	48,152	5,121	7,327	7,327	50,294	5,206
15鋳さい	40,161	0	38,678	1,484	1,497	1,497	71,946	0
16がれき類	756,099	1,561	735,911	20,188	26,067	26,067	761,407	1,933
17動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	213,178	25,277
18動物の死体	101	142	101	0	3	3	101	141
19ばいじん	303,172	74,062	302,787	385	542	542	302,787	74,062
20その他の産業廃棄物	42,965	13,941	25,902	17,064	18,021	18,021	25,976	14,147
合計	1,691,723	246,247	1,611,735	53,941	88,507	88,507	1,857,130	2,456,183

最終 処分量	再生 利用率	減量化率
17.8%	78.6%	0.0%
0.4%	7.1%	92.6%
0.1%	27.6%	72.3%
0.0%	49.9%	50.1%
0.0%	15.0%	85.0%
14.8%	61.5%	23.7%
1.5%	85.7%	12.8%
3.4%	87.6%	9.0%
1.8%	92.0%	6.2%
0.7%	39.4%	59.9%
0.0%	0.0%	0.0%
0.4%	99.2%	0.3%
3.7%	91.3%	5.0%
11.7%	80.1%	8.3%
2.0%	98.0%	0.0%
3.3%	96.5%	0.2%
0.0%	89.4%	10.6%
1.3%	41.3%	57.4%
0.1%	80.2%	19.6%
24.3%	44.7%	24.3%
2.0%	42.2%	55.8%

## 資料 25 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例の施行状況 (令和6(2024)年度)

※法第14条の3の2及び第14条の6の規定による産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し件数の推移

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	0
保管用地の廃止の件数	1
勧告の件数	0
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	13,114

年度	件 数
平成26(2014)年度	7
平成27(2015)年度	10
平成28(2016)年度	7
平成29(2017)年度	14
平成30(2018)年度	6
令和元(2019)年度	7
令和2(2020)年度	4
令和3(2021)年度	0
令和4(2022)年度	4
令和5(2023)年度	6
令和6(2024)年度	6

- 注1 「法」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45（1970）年法律第137号）をいう。  
注2 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する監視指導員等の立入検査の実績であり、条例又は法に基づく立入検査数をいう。

## 資料 26 産業廃棄物の不法投棄対策の状況等

(不法投棄・野焼きの立入調査状況)

		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
立入調査 件数	不法投棄 野焼き等	7,782	8,582	11,200	12,726	13,846	12,452	13,626	14,715	15,090	13,676	11,025	9,667
立入調査 箇所 数	不法投棄 野焼き等	680	552	658	645	780	689	698	678	554	549	447	445
		135	499	636	670	600	565	504	537	534	444	641	665

(府の不法投棄対策の経過)

- ・平成 2(1990)年 12月 産業廃棄物の不法投棄防止パトロール等実施要領の作成
- ・平成 3(1991)年 6月 府違法開発等対策(地域)機動班の設置
- ・平成 11(1999)年 4月 産業廃棄物不法投棄等監視員(警察官OB)の設置
- ・平成 11(1999)年 6月 不法投棄立入等指導マニュアルの作成
- ・平成 11(1999)年 6月 府環境犯罪対策協議会の設置
- ・平成 12(2000)年 4月 循環型社会推進課に現職警察官の配置
- ・平成 13(2001)年 4月 府不法投棄等特別対策本部の設置
- ・平成 13(2001)年 4月 府不法投棄等特別対策(地域)機動班の設置
- ・平成 13(2001)年 4月 不法投棄等特別対策室の設置
- ・平成 13(2001)年 5月 不法投棄等防止旬間を実施
- ・平成 13(2001)年 6月 不法投棄等撲滅京都府民会議の設置
- ・平成 13(2001)年 9月 広域合同監視活動を実施
- ・平成 14(2002)年 1月 不法投棄等撲滅パトロールを開始
- ・平成 14(2002)年 12月 不法投棄等特別対策室に「機動班特別チーム」を配置
- ・平成 14(2002)年 12月 産業廃棄物不法投棄情報ダイヤルの開設
- ・平成 14(2002)年 12月 府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例を制定
- ・平成 15(2003)年 4月 //
- ・平成 15(2003)年 12月 府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例を制定
- ・平成 16(2004)年 1月 //
- ・平成 16(2004)年 5月 地方機関再編に伴い地域機動班を広域機動班に改組
- ・平成 20(2008)年 4月 不法投棄等特別対策室を循環型社会推進課不法投棄等対策担当に再編
- ・平成 20(2008)年 4月 産業廃棄物不法投棄等監視員の指導機能強化(監視指導員に名称変更)
- ・平成 21(2009)年 3月 府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を制定
- ・平成 21(2009)年 10月 //
- ・平成 27(2015)年 11月 宅配事業者5社と「廃棄物不法投棄の情報提供等に関する協定」を締結
- ・平成 28(2016)年 11月 「不法投棄やっつけ隊」事業を開始
- ・平成 31(2019)年 1月 府民の生活環境等を守るための硫酸ピッチの規制に関する緊急措置条例を失効
- ・令和 元(2019)年 12月 府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を改正(令和2年6月施行)
- ・令和 3(2021)年 1月 府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を改正(令和3年4月施行)
- ・令和 7(2025)年 3月 府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を改正(令和7年5月施行)
- ・令和 7(2025)年 4月 府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則を改正(令和7年5月施行)

## 資料27 株式会社京都環境保全公社の概要（令和7（2025）年3月末現在）

公 社 の 概 要	・名 称	株式会社 京都環境保全公社（TEL 075-622-8080）
	・所 在 地	京都府京都市伏見区横大路千両松町126番地
	・設 立	昭和49(1974)年7月
	・代 表 者	代表取締役社長 井上 敬治
	・役 員 数	14人（代表取締役1人、取締役9人、監査役4人）
	・従 業 員 数	145人
	・資 本 金	授權資本18億円、払込資本15億400万円
・株 主	京都府（5,500万円出資）、京都市（5,500万円出資）、府内民間企業43社	
伏 見 環 境 保 全 セ ン タ ー	・所 在 地	京都府京都市伏見区横大路千両松町126番地（TEL 075-622-8080）
	・敷 地 面 積	約2.4ha
	中間処理施設	
	・処 理 施 設	焼却施設・破碎施設・圧縮固化施設・減容固化施設・選別施設
	・処 理 能 力	焼却能力 100t/日、1.64m <sup>3</sup> /日、95t/日 破碎能力 268.2t/日、1,122.9t/日・圧縮固化能力 60.0t/日 減容固化能力 2.4t/日・選別能力120t/日
	・処理開始時期	昭和59年12月
	・許可産業廃棄物	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 <以上14種類>
	・許可特別管理産業廃棄物	汚泥、廃油、感染性産業廃棄物 <以上3種類>
	積替保管施設（産業廃棄物）	
	・面積	1,310m <sup>2</sup>
・許可産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉱さい、がれき類、ばいじん <以上16種類>	
積替保管施設（特別管理産業廃棄物）		
・面積	89m <sup>2</sup>	
・許可特別管理産業廃棄物	汚泥、廃油、感染性産業廃棄物 <以上3種類>	
瑞 穂 環 境 保 全 セ ン タ ー	・所 在 地	京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石1番1ほか45筆（TEL 0771-88-0431）
	・敷 地 面 積	約29ha（埋立面積約9.7ha）
	最終処分場	
	・埋 立 容 量	1,650,000m <sup>3</sup>
	・埋立開始時期	昭和59年2月
	・許可産業廃棄物	燃え殻、無機性汚泥、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、 木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物 <以上11種類>
	・許可特別管理産業廃棄物	廃石綿等 <以上1種類>
	積替保管施設（産業廃棄物）	
	・面積	3,600m <sup>2</sup>
	・許可産業廃棄物	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず <以上7種類>
積替保管施設（特別管理産業廃棄物）		
・面積	3,600m <sup>2</sup>	
・許可特別管理産業廃棄物	感染性産業廃棄物 <以上1種類>	

## 資料28 大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス計画）の概要

（令和7（2025）年12月末現在）

### 1 センターの組織概要

所在地	大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
設立年月日	昭和57(1982)年3月1日
根拠法令	広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）
管理委員会	委員長：大阪府知事（堺泉北港港湾管理者）
	委員：京都府知事、滋賀県知事、奈良県知事、和歌山県知事、 兵庫県知事（尼崎西宮芦屋港港湾管理者）、大阪市長（大阪港港湾管理者）、 神戸市長（神戸港港湾管理者）
役員数	19名：理事長1名、副理事長1名、常務理事5名、非常勤理事10名、 非常勤監事2名（うち1名が京都府総合政策環境部長）
代表者	理事長 服部 洋平（兵庫県副知事）
職員数	106名（京都府循環型社会推進課から1名派遣）
資本金	1億3,700万円：京都府出資 417万円、京都市出資 426万円、 その他府内18市町村出資 330万円
出資団体	2府4県169市町村（京都府内：1府10市8町1村）、4港湾管理者
広域処理対象区域	2府4県169市町村（京都府内：10市8町1村、京都市・南丹市・京丹波町以南の19市町村）
広域処理対象港湾	4港湾（大阪港、堺泉北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港）
業務	港湾管理者の委託業務（廃棄物埋立護岸の建設等、海面埋立による土地造成）
	地方公共団体の委託業務（一般廃棄物等の最終処分場の建設等、一般廃棄物等の海面埋立） 産業廃棄物の処分場の建設等及び産業廃棄物の海面埋立

### 2 廃棄物の埋立場所及び容量

埋立処分場 (開始時期)	埋立場所	区画	面積 (ha)	埋立容量 (万m <sup>3</sup> )				
				一般廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上残土	浚渫土砂	計
尼崎沖 (2年1月)	尼崎西宮芦屋港	管理型	33					500
	尼崎市東海岸町地先	安定型	80	220	290	700	390	1,100
泉大津沖 (4年1月)	堺泉北港	管理型	67					1,100
	泉大津市夕風町地先	安定型	136	390	720	1,270	720	2,000
神戸沖 (13年12月)	神戸港	管理型	88					1,500
	神戸市東灘区向洋町地先			720	620	160	0	1,500
大阪沖 (21年10月)	大阪港	管理型	95					1,400
	大阪市此花区北港緑地先			590	530	280	0	1,400
合計			499	1,920	2,160	2,410	1,110	7,600

### 3 埋立状況（令和7年3月末現在）

埋立処分場 (開始時期)	区分	埋立進捗率
尼崎沖 (2年1月)	管理型	96.3%
	安定型	100.0%
泉大津沖 (4年1月)	管理型	96.2%
	安定型	99.8%
神戸沖 (13年12月)	管理型	86.4%
大阪沖 (21年10月)	管理型	58.0%

埋立計画期間：平成元(1989)年度～令和14(2032)年度まで  
(平成30(2018)年3月変更認可)